



日 本 ハ ン ド ボ ー ル リ ー グ

JAPAN HANDBALL LEAGUE

第 48 回 (2023-24 シーズン)

日本ハンドボールリーグ メディアガイドライン

[本件に関するお問合せ先]

日本ハンドボールリーグ

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4 番 2 号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 6 階

TEL : 03-6447-2450 FAX : 050-3535-8721

目的

日本ハンドボールリーグ（JHL）は主催する事業や試合、会見等（以下、各事業）の取材に、メディアの皆様が円滑な取材活動をしていただけるよう、本取材要項（メディアガイドライン）を作成しました。取材の際は、本要項を遵守いただきますようお願い申し上げます。

会場によっては取材スペースが限られており、十分なメディアサービスを提供できない場合もあるかと存じますが予めご容赦ください。

各事業への取材申請をもって、本取材要項の内容すべてに同意したものとみなします。予めご了承ください。

取材に関する注意事項

日本ハンドボールリーグでは、各事業の取材に関してはあくまでもスポーツ報道としての取材を対象としておりますので、スポーツ報道以外の目的（特別番組・雑誌の特集・書籍の下取材など）で取材を希望の場合は一度、日本ハンドボールリーグ事務局までご連絡ください。また、会場内では、会場係員の指示並びに本取材要項に著しく逸脱した場合は、取材をお断りする場合がございます。会場によっては取材スペースが限られており、報道関係者の皆さまにはご迷惑をお掛けする事があると思われませんが、ご容赦下さいますようお願い申し上げます。

※ 試合会場において選手への取材は各選手の任意となりますので、無理な取材はご遠慮下さい。

※ 取材した写真・映像の転売は固く禁止されています。発見した場合、今後の取材に対してお断りいたします。

インターネットメディアに関して

① インターネットでの動画配信はできません。

※自動公衆送信権を主催団体が保有しているため

② 主催者権利保護のため、試合詳細のリアルタイム速報(テキストでの試合経過速報含む)はご遠慮ください。

日本ハンドボールリーグが定義する「報道利用」と「報道利用以外（商業利用含む）」

日本ハンドボールリーグが定義する「報道利用」とは、新聞および定期刊行物、TVのニュース番組での純然たる報道における、ハンドボールやJHLに関わる個人・団体を誹謗・中傷する目的でない場合の肖像・意匠／商標などの利用を指します。下記1）、2）で記す、「報道一次利用」、「報道二次利用」については、JHL事務局への申請は必要ありません。

(1) 報道一次利用

当該媒体に掲載するために、JHLの公式試合・イベントなどを取材・撮影した映像・静止画像などの肖像を、その媒体で使用する事を「報道一次利用」とし、以下の二つがこれに該当します。

① 新聞・定期刊行物・ニュース番組での純然たる「スポーツ報道」

② 新聞・定期刊行物・ニュース番組でのスポーツ報道以外の報道を目的とした利用

(2) 報道二次利用

報道一次利用で撮影した肖像などを「自社の他媒体での報道利用」や「第三者の報道利用」として使用する場合は、「報道二次利用」となります。

なお、この場合は報道媒体以外にインターネットでの「スポーツ報道」（自社が展開する主たる媒体を補完するサイト、電子版等のみ。ただし、動画は使用できません）も含まれます。これに該当するのは以下の三つです。

- ① 新聞・定期刊行物・ニュース番組での純然たる「スポーツ報道」媒体での報道二次利用
- ② 新聞・定期刊行物・ニュース番組でのスポーツ以外の報道を目的とした報道二次利用
- ③ 新聞・定期刊行物・ニュース番組など主たる媒体（＊）を補完する目的のインターネットでの「スポーツ報道」としての利用

※ただし、報道利用を目的とした場合でも、課金による有料情報提供を行う場合はこの限りではありません。

（＊）報道一時利用を目的とした取材した媒体

別冊や増刊で発行する場合には、商業利用に該当する場合がありますので、詳しくは J H L 事務局にお問い合わせください。

報道以外の利用（商業利用含む）

「報道以外の利用（商業利用を含む）」とは、「企業や商品の宣伝、出版物などの宣伝告知、キャンペーン活動、商品など、営利目的で行う活動」ならびに「報道利用に該当しない媒体・内容」での肖像・意匠／商標などの利用を指します。J H L への事前申請が必要で、場合によっては使用できないことがあります。また、「報道以外の利用（商業利用を含む）」は、原則として肖像権料や商品化権料などが発生しますので予めご承知おきください（権利料は個別にお問合せください）。

- ① 商品・企業などの広告宣伝・広報活動での利用
- ② 商品での利用
- ③ 商業的媒体での利用
- ④ 行政などが行う公共的な目的での利用
- ⑤ 報道した内容を宣伝・告知する目的における利用
- ⑥ 「報道利用」に該当しない媒体・内容での利用
（不定期の出版物、報道以外の媒体、ニュース番組以外の番組、定期刊行物の付録での利用など）
- ⑦ 報道利用以外のインターネット、その他デジタルコンテンツ（携帯・スマホサイト、アプリ等）

利用目的別の注意事項について

利用目的別の取り扱いは以下のとおりといたします。

	利用	利用目的	その他特記事項
映像	報道利用 (一次利用・二次利用)	(1)ニュース/スポーツニュース	<ul style="list-style-type: none"> 取材日の翌週末まで 原則、1 試合 3 分まで使用可能。 上限を超えた場合は超過分有料。 ※インターネット単独での使用不可
	報道以外の利用	(2)チーム応援番組での利用	<ul style="list-style-type: none"> 有料会員登録番組については試合当日 21 以降より 1 試合あたり 5 分まで使用可能とする。 試合終了後、24 時間経過後は 1 試合あたり 10 分まで使用可能。(JHL 事務局の承認が必要)
		(3)各種映像媒体での利用(商業利用含む)	<ul style="list-style-type: none"> 申請後に使用の可否が決定 使用の際は規程の映像使用料が発生。
		(4)インターネット	<ul style="list-style-type: none"> 原則として使用不可 (映像の一部を静止画として使用する場合も不可。)
写真	報道利用	【TV 番組】 ニュース/スポーツニュース/専門番組/ 試合中継	<ul style="list-style-type: none"> JHL 主催の試合を、スポーツ報道を目的に取材を認められたフォトグラファーが撮影した写真と JHL・JHL チームが保有する写真が使用可能
		新聞/雑誌/書籍書面/出版物一式	<ul style="list-style-type: none"> ※別冊で増刊での刊行物は商業利用に該当し、規程の肖像権料が発生する場合がある。
		インターネット	<ul style="list-style-type: none"> インターネット(携帯・スマホサイト・アプリ等含む)での利用は、「スポーツ報道」を目的としたサイト等に限る。ただし、使用できる静止画は JHL の試合を、スポーツ報道を目的に認められたフォトグラファーが撮影した写真と JHL・JHL チームが保有する写真に限る。 映像の一部を静止画として使用することはできない。 アイコンやサイト等のデザインには使用できない。 インターネット上の広告には使用できない。
報道利用 報道以外の利用	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の TV 番組、媒体全て 宣伝、広告、商品化などの商業化利用 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として JHL・JHL チームが保有する写真が使用できる。 規程の肖像権料が発生 被写体各所への申請が必要 ※インターネットでの使用については、JHL までお問い合わせください。 	
意匠・商標		報道利用	<ul style="list-style-type: none"> インターネットでの利用は、「スポーツ報道」を目的としたものに限る。 ホームページ上のデザイン(アイコンや挿し絵等)では使用禁止
		報道以外の利用 (商業利用含む)	<ul style="list-style-type: none"> 申請後に使用の可否が決定 使用の際は規程の使用料が発生

取材申請申し込み区分

	記者	フォトグラファー	ENG	申請
運動記者クラブ	1社4名まで			不要 ※ ¹ ※ ²
写真記者協会（フォト）		1社4名まで		
スポーツニュース協会 写真記者協会（TV）			1系列カメラ2台 1クルー4名まで	
各都道府県の新聞社	1社4名まで	1社4名まで		不要 ※ ³
各都道府県のテレビ局 （ケーブルテレビ除く）			1社カメラ1台 1クルー4名まで	
日本雑誌協会	1社4名まで （1媒体2名まで）	1社4社まで （1媒体2名まで）		必要 ※ ⁴ ※ ⁵
日本外国報道協会	1社2名まで	1社2名まで	1社カメラ1台 1クルー2名まで	
其他媒体 （報道以外の新聞・雑誌・プ ロダクション）	1社2名まで	1社2名まで		必要 ※ ⁶
企画書を添えての取材申請が必要				
其他媒体 （報道以外のテレビ・ラジオ 番組）	1社2名まで カメラ1台1クルー2名まで			
企画書を添えての取材申請が必要				
フリーランス （記者・カメラ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請不要媒体からの受託でも申請が必要です。 ・ 受託媒体先の人数（上記参照）に含まれます。 ・ 掲載媒体によっては、企画書をご用意ください。※² 			

(※¹) 受託フリーランスの方は事前申請が必要です。

(※³) 地元チーム（クラブ）以外の取材の際は申請が必要です。

(※⁴) 掲載媒体名が必須となりますので、未記載の場合は申請が無効となります。

(※⁵) 申請書の署名（自署）のは不要です。

(※⁶) 掲載媒体名、署名が未記載の場合の申請は無効となります。

記者会見における注意事項

- 記者会見の映像は、報道利用（一次および二次利用）とし、**インターネット**（オンラインニュースは除く）・**SNSでの使用は禁止**とさせていただきます。
- 静止画は、申請媒体での利用（撮影対象は会見席のみ）に限定させていただきます。**※会見場の風景や、会見席以外の撮影は禁止**
- 配布資料およびモニターに映し出しました画像・映像を撮影（静止画、動画問わず）したものの**転用は禁止**とさせていただきます。

取材における注意事項

- すべてのメディアが**事前申請を必須**とし、取材申請書を利用して JHL 事務局に申請をお願い致します。
- 取材活動ができる人数制限を設け、取材許可制を敷くことがございます。
- 受付時間は**試合開始の45分前**となります。
- フロアレベル(コートサイド)での撮影については、**両ゴールからサイドラインまでのエリアのみ**とする。撮影位置の間隔はできるだけ2m、最低1mあけて**決められた撮影位置から移動せず**に撮影をお願い致します。撮影者(カメラマン)は、いかなる理由があってもベンチ付近に立ち入ることを禁止いたします。